(2)　(1)に掲げる場合のほか、感染症法第一五条第一項又は第二項の規定による調査の結果、(1)に規定する者が新型インフルエンザ等を公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の新型インフルエンザ等の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合

6　使用の制限等の要請の対象となる施設（第一一条関係）

(一)　法第四五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとすることとした。ただし、(3)から(13)までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超えるものに限ることとした。

(1)　学校（(3)に掲げるものを除く。）

(2)　保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

(3)　学校教育法第一条に規定する大学、同法第一二四条に規定する専修学校（同法第一二五条第一項に規定する高等課程を除く。）、同法第一三四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設

(4)　劇場、観覧場、映画館又は演芸場

(5)　集会場又は公会堂

(6)　展示場

(7)　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）

(8)　ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

(9)　体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

(10)　博物館、美術館又は図書館

(11)　キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

(12)　理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

(13)　自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

(14)　(3)から(13)までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

(二)　厚生労働大臣は、(一)(14)に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないこととした。

7　感染の防止のために必要な措置（第一二条関係）

法第四五条第二項の政令で定める措置は、新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理、発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知、新型インフルエンザ等緊急事態において新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するものとすることとした。

8　新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（第一四条関係）

法第五五条第一項の政令で定める物資は、医薬品（抗インフルエンザ薬にあっては、厚生労働大臣が法第五五条第四項の規定により自ら同条第一項から第三項までの規定による措置を行う場合に限る。）、食品、医療機器その他衛生用品、燃料、新型インフルエンザ等緊急事態において新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めて公示するものとすることとした。

9　損失補償、損害補償等の手続（第一八条～第二二条関係）

法第六二条第一項の規定による損失補償、同条第二項の規定による実費弁償及び法第六三条第一項の規定による損害補償について、申請書の提出先、記載事項等について定めることとした。

10　国庫の負担（第二三条関係）

(一)　法第六九条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による国庫の負担は、次に掲げる額について行うこととした。

(1)　法第六五条の規定により都道府県が支弁する法第四八条第一項及び第五六条第二項に規定する措置に要する費用並びに法第四六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二五条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の規定による予防接種を行うために要する費用については、医師の報酬、薬品、材料、埋葬、火葬その他に要する費用として厚生労働大臣が定める基準によって算定した額（その額が現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、当該寄附金の額を控除した額）を超えるときは、当該費用の額）

(2)　法第六五条の規定により都道府県が支弁する法第六二条第一項及び第二項並びに第六三条第一項に規定する措置に要する費用並びに法第四六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二五条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の規定による予防接種に係る同法第一五条第一項の規定による給付に要する費用については、現に要した当該費用の額

(二)　厚生労働大臣は、(一)(1)に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣に協議しなければならないこととした。

11　この政令は、法の施行の日（平成二五年四月一三日）から施行することとした。